豊中市規格葬儀に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市規格葬儀(以下「規格葬儀」という。) に関し必要な事項を定めることにより、本市において低廉かつ簡素で厳粛な葬儀の執行を確保し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 規格葬儀 本市と葬儀業者等が相互理解の下で、市長が別に定める規格 及び料金に従い、葬儀業者等が本市において執り行う葬儀をいう。
 - (2) 規格葬儀取扱店 葬儀業者等のうち、規格葬儀を提供するものをいう。

(規格葬儀の規格)

- 第3条 規格葬儀の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 納棺等の遺体を取り扱うこと。
 - (2) 棺箱、葬祭用品等を供与すること。
 - (3) 祭壇等の飾り付け及び式事を執行すること。
- 2 規格葬儀の種類は、標準葬及び略式葬とする。
- 3 規格葬儀の規格及び料金は、協定により定めるものとする。

(規格葬儀の利用対象)

- 第4条 規格葬儀を利用することができる者は、次の各号に掲げる規格葬儀 の種類に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 標準葬 死亡者、喪主、施主、その他葬儀を執り行う者が、本市において 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録 されている者
 - (2) 略式葬 喪主、施主、その他葬儀を執り行う者が、豊中市立火葬場条例 (平成 26 年豊中市条例第 68 号) 別表備考の 3 に該当する者

(規格葬儀の利用方法)

第5条 規格葬儀は、規格葬儀を利用しようとする者が規格葬儀取扱店に 申込みを行うことにより利用できるものとする。

(規格葬儀取扱店の指定要件)

- 第6条 規格葬儀取扱店の指定(以下「業者指定」という。)を受けようとする 者は、当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 本市内に主たる事業所(本社又は本店等)を有していること。
 - (2) 葬儀業を本市内において引き続き3年以上行った実績があること。
 - (3) 割賦販売等による前金を取得する制度を採用している互助会等の法人・ 個人でないこと。
 - (4) 本市と災害時の葬祭業務の委託に関する覚書を交わしている豊中市規格 葬儀取扱店組合へ加入すること。
 - (5) 業者指定の申込時、本市内において年間 20 件以上の葬儀を前 3 年間施行した実績を有すること。
 - (6) 第3条第3項に規定する規格と同等以上の祭壇等の飾り付け道具を有していること。
 - (7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札に参加する ことのできない者に該当しないこと。
 - (8) 国税、地方税その他公租公課の滞納処分を受ける、又は強制執行を受ける おそれがないこと。
 - (9) 豊中市暴力団排除条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する暴力団 員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。

(業者指定の申込み)

- 第7条 新たに業者指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、 市長に申込みをしなければならない。
 - (1) 豊中市規格葬儀取扱店指定申込書(様式第1号)
 - (2) 豊中市規格葬儀取扱店組合に加入していることがわかるもの
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 個人の場合は、住民票の写し
 - (5) 個人の場合は、代表者の身分証明書及び成年被後見人、被保佐人等の登記 がされていないことがわかるもの
 - (6) 個人の場合は、本市に納付した代表者の直前1年間の納税証明書
 - (7) 法人の場合は、本市に納付した直前1年間の納税証明書
 - (8) 法人の場合は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し
 - (9) その他市長が特に必要と認めるもの。

(業者指定の承認可否)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、審査し、適当と認めたときは、豊中市規格葬儀取扱店承認通知書(様式第2号)を交付し、不適当と認めたときは、豊中市規格葬儀取扱店不承認通知書(様式第3号)を交付する。
- 2 前項による承認の交付を受けた者については、規格葬儀取扱店の名称の使用 を承認するとともに、規格葬儀の提供について、規格、料金及び遵守すべき事項 に関し協定を締結するものとする。

(業者指定の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号に掲げる場合であると判断したときは、業者指定を 取消すことができる。
- (1) 規格葬儀取扱店が第6条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 規格葬儀取扱店が虚偽又は不正の手段により業者指定を受けたとき。
- (3) 規格葬儀取扱店が協定を締結しない又は締結できなくなったとき。
- (4) 規格葬儀取扱店が協定の内容に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により業者指定を取消したときは、豊中市規格葬儀 取扱店取消し通知書(様式第4号)を交付する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、実施日の前日において、すでに本市と市営葬儀請負契約 を締結している葬儀業者については、第8条第2項の規定に掲げる承認の交付 を受けた者とみなす。
- 3 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

年 月 日

豊中市規格葬儀取扱店指定申込書

豊中市長 様

(申込者)

事業所所在地:

名 称: 代表者氏名: 印即

電話番号:

FAX 番号:

豊中市規格葬儀に関する要綱第7条の規定に基づき、豊中市規格葬儀取扱店の 指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申込みます。また裏面のとおり 誓約します。

〈添付書類〉

- (1) 豊中市規格葬儀取扱店組合に加入していることがわかるもの
- (2) 印鑑証明書
- (3) 個人の場合は、住民票の写し
- (4) 個人の場合は、代表者の身分証明書及び成年被後見人、被保佐人等の登記 がされていないことがわかるもの
- (5) 個人の場合は、本市に納付した代表者の直前1年間の納税証明書
- (6) 法人の場合は、本市に納付した直前1年間の納税証明書
- (7) 法人の場合は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの。

誓約事項

豊中市暴力団排除条例(平成 25 年豊中市条例第 25 号。以下「条例」という。) を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力 するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 暴力団(条例第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(同条第2条第1項第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- 2 豊中市規格葬儀の一部を第三者に行わせようとする場合においては、暴力団、 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者にこれを行わせないこと。
- 3 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無等を確認するため、豊中 市長からその役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求められたときは、 速やかに提出すること。

以上

(様式第2号)

年 月 日

〈事業所名〉 〈代表者氏名〉

豊中市長

豊中市規格葬儀取扱店承認通知書

豊中市規格葬儀に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定事項 : 豊中市規格葬儀取扱店の承認

2 その他: 豊中市規格葬儀の執行などに関する詳細については、別途締結

する協定により定めることとします。

/ I }/-	<u> </u>	9	→ \
(様ェ	1 3		ᆕᅵ
しかせ し	\ / / / /	·O	\rightarrow 1
(10)	V/I/	\sim	٠. ا

年 月 日

〈事業所名〉 〈代表者氏名〉

豊中市長

豊中市規格葬儀取扱店不承認通知書

豊中市規格葬儀に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1	決定事項	:	豊中市規格葬儀取扱店の不承認
2	理由	:	

/ 124 _	L. A.A.		→ \
(様ェ		1	부
しかせ ト	\ / / / /	4	\rightarrow 1
101	V/I/	_	٠. ا

年 月 日

〈事業所名〉 〈代表者氏名〉

豊中市長

豊中市規格葬儀取扱店取消し通知書

豊中市規格葬儀に関する要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1	决定事項	:	豊中市規格葬儀取扱店の承認の取消し
2	理由	:	